

# 川崎市勤労者福祉共済 会員証紛失届

年 月 日

(宛先) 川崎市長

加入者番号 

--	--	--	--	--	--

事業所名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

会員証を紛失したため、

- 再発行してください。
- 返却することができません。

※ 上記いずれかにレ点を入れてください。

会員番号 (下4桁)	氏 名	手続き (いずれかにレ点)		※共済処理欄
		再発行	返却 不能	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

会員番号 (下4桁)	氏 名	手続き (いずれかにレ点)		※共済処理欄
		再発行	返却 不能	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

(再発行会員証の送付先) ※御記入がない場合は、事業所に送付させていただきます。

〒

**【御注意】**

- ・ 共済会員証及び会員番号は会員本人と配偶者及び1親等以内の同居の家族の方のみ利用することができます。対象者以外への譲渡・貸与は禁止しています。
- ・ 会員の資格喪失又は脱退の場合は、会員証を返却していただきます。なお、会員の資格喪失又は脱退後に会員証の利用が発覚した場合は、共済から連絡させていただきます。
- ・ 会員証再発行は原則1人1回までとさせていただきます。

※処理欄	取 扱 者	確 認 者	送 付 日

注 ※印欄は記入しないでください。